第九条の九の四第一項第一号中「この項及び次条第一項において同じ。）を」を「この号及び次号において同じ。）を」に、「以下この項に」を「次号及び第三号に」に、「以下この項及び次条第一項において同じ。）の」を「次号及び第三号において同じ。）の」に改め、同項第三号中「当該条約相手国等」を「条約相手国等」に改める。

第九条の九の五を削る。

第九条の九の六第四項中「（法第五十三条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）」を削り、同条を第九条の九の五とする。

第九条の九の七中「同条第二項に規定する算定期間」を「法第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間」に改め、同条を第九条の九の六とする。

第九条の十第三項中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」とする。

第九条の十の二第一項中「第九条の九の六第一項」を「第九条の九の五第一項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を削る。

第十五条中「第七十二条の十三第二十四項」を「第七十二条の十三第五項第三号」に改める。

第二十条の二第一項中「第七十二条の十五第一項に規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される金額のうち政令で定めるものは、これらの金額のうち」を「は、」に、「ものに」を「金額で」に改め、同条第二項中「又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この節において同じ。）の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるべきもの」を削る。

第二十条の二の四第一項中「規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される金額のうち政令で定めるもの」を削る。

第二十条の二の五第一項中「規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額のうち政令で定めるもの」を削る。

第二十条の二の八第一項中「規定する」の下に「政令で定める」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入される支払賃借料のうち政令で定めるもの」を削る。

第二十条の二の十二を次のように改める。

（評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲の特例等）

第二十条の二の十二　法第七十二条の十八第一項の規定により法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法施行令第百十七条の四及び第百十七条の五中「金額から第二号（同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）が法第六十四条の七第一項第一号から第三号まで（欠損金の通算）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第三号）に掲げる金額を控除した金額」とあるのは、「金額」として、これらの規定の例によるものとする。

第二十条の二の十三の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の十八第一項第三号」を「第七十二条の十八第一項第二号」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条の二の十四の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、「算定する場合には」の下に「、法人税法施行令第百十二条の二第六項から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄に掲げる法令の同表の第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第五十七条第十一項第一号イ	もの及び同条第六項に規定する大通算法人及び同項に規定する大通算法人を除く	もの及び
	第五十七条第十一項第三号	及び当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに	
法人税法施行令	第百十三条の二第七項	（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）に係る	に係る
	第百十三条の三第六項	並びに当該法人が通算法人である場合における他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資を除く	を除く

第二十条の三第二項から第四項までを削る。

第二十一条第一項中「又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ。）」を削り、「開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「中間期間を含む」を「中間期間をいう」に改め、「生じた欠損金額」の下に「（法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「又は個別帰属損金額」、「又は第五十八条第一項本文」及び「又は個別欠損金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

第二十条の二の十五の見出し中「損金算入限度額等」を「損金算入限度額」に改め、同条第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第七十二条の十八第一項第三号」を「第七十二条の十八第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条の二の十六第一項中「連結申告法人以外の」を削り、同条第二項を削る。

第二十条の二の十七の見出し中「損金の額等」を「損金の額」に改め、同条第一項中「又は個別帰属損金額」を削る。

第二十条の二の十八第一項中「第九項」を「第八項」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の二の二十第二項中「又は第八十一条の十五」及び「又は個別帰属損金額」を削り、同条第五項中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間」を「法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（第二十条の二の二十二第一号において「中間期間」という。）」に改める。

第二十条の二の二十二第一号中「同項ただし書に規定する期間」を「中間期間」に改め、同条第二号中「又は第六十八条の四十一」を削る。

第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」を「第七十二条の二十三第一項」に改め、「連結申告法人以外の」を削り、「算定する場合には」の下に「、法人税法施行令第百十二条の二第六項から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄に掲げる法令の同表の第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第五十七条第十一項第一号イ	もの及び同条第六項に規定する大通算法人及び同項に規定する大通算法人を除く	もの及び
	第五十七条第十一項第三号	及び当該内国法人が通算法人である場合において他の通算法人のいずれかの当該各事業年度終了の日の属する事業年度が当該他の通算法人の設立の日として政令で定める日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度でないときにおける当該内国法人並びに	
法人税法施行令	第百十三条の二第七項	（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）に係る	に係る
	第百十三条の三第六項	並びに当該法人が通算法人である場合における他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資を除く	を除く